

令和2年度

施策の概要



下松市

目 次

| | |
|-------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| 第 1 章 健康福祉 | 2 |
| 1 保健・医療の充実 | 2 |
| 2 多様な福祉の充実 | 2 |
| 3 子育て環境の充実 | 4 |
| 第 2 章 生活環境 | 5 |
| 1 環境保全の推進 | 5 |
| 2 環境衛生の推進 | 5 |
| 3 安全安心の確保 | 6 |
| 第 3 章 都市建設 | 8 |
| 1 計画的な土地利用 | 8 |
| 2 都市基盤の整備 | 8 |
| 3 居住環境の充実 | 10 |
| 第 4 章 産業経済 | 11 |
| 1 農林水産業の振興 | 11 |
| 2 商工業の振興 | 12 |
| 3 観光の振興 | 13 |
| 第 5 章 教育文化 | 13 |
| 1 学校教育の充実 | 13 |
| 2 社会教育の推進 | 14 |
| 3 文化・スポーツの振興 | 15 |
| 第 6 章 地域経営 | 16 |
| 1 協働社会の形成 | 16 |
| 2 人権尊重の推進 | 17 |
| 3 健全な行財政運営 | 17 |

はじめに

令和2年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、施策の概要を申し上げます。

わが国の経済の先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、月例経済報告では緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があるとされているところであります。

国では、経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～において、第4次産業革命による高度な経済、便利で豊かな生活が送れる社会の実現、人生100年時代の到来を見据え、誰もがいくつになっても活躍できる社会の構築の加速化や、経済再生と財政健全化の好循環による、持続的かつ包括的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立を進めることとされております。

地方の取組としては、地方創生の推進等により、個性と活力ある地域経済を再生し、次世代に負担を先送りしない持続可能な行財政基盤を確立するため、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化を、積極的に推進することとされております。

また、本市では、現在、人口微増傾向にあるものの、少子高齢化や今後の人口減少など、時代の変化による様々な課題に対応するためには、行財政改革による行財政基盤の強化や「選択と集中」による持続可能な行財政運営が求められております。

このため、平成31年4月に策定した「財政構造の見直し指針」に基づき、歳出・歳入あらゆる角度からの財政状況の分析・検証を行い、令和4年度までの「財政構造の見直し期間」中に、収支均衡のとれた予算編成に向けた歳出・歳入構造改革を段階的に進めていくこととしております。

また、令和2年度は、骨格予算での予算編成となりますが、「自主・自立のまちづくりの市政運営」の基本姿勢を堅持し、「安全・安心対策」、「魅力づくりの創出」などを、継続的に進め、全ての世代にわたり「住みよさ」と「満足度」を実感できるまちの創生につなげてまいります。

第1章 健康福祉

1 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進と地域医療の充実

市民が生涯にわたり健やかな生活を送ることができるよう、健康づくりを推進するとともに、健康ウォーキング大会などの開催を通じて、健康に対する意識の高揚を図ります。

地域の多様な保健・医療関係団体に加え、新たに開校する歯科衛生士養成専門学校とも連携を図り、市民の健康づくりにつながる保健事業の充実に努めます。

「自殺対策計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策推進事業の充実に努めます。

乳幼児の感染症予防対策として、新たにロタウイルスワクチン予防接種を公費負担で実施します。

妊娠の希望を実現するための支援として、所得制限を撤廃した本市独自の不妊治療費の助成を行います。

国民健康保険は、被保険者の負担を軽減するため、国民健康保険基金を活用し、保険税率を引き下げるとともに、医療費の適正化や収納率の向上を図り、健全で安定的な事業運営に努めます。

保健事業は、特定健康診査の自己負担金の無料化を全対象者に拡大し、特定健康診査・特定保健指導の受診率・利用率の向上を図り、生活習慣病の発症予防、進行防止を推進するとともに、被保険者の健康寿命の延伸に努めます。

2 多様な福祉の充実

(1) 地域福祉体制の充実

地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会の運営費助成や民生委員・児童委員の活動支援を行います。

社会福祉施設を運営する法人と連携し、福祉避難所設置・運営の訓練を実施するなど、要配慮者が安心して避難生活を送るための体制整備を図ります。

災害時に避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、自主防災組織など地域の支援者との間で必要な情報の共有を図ります。

老朽化した地域交流センターの空調設備、屋上・屋根等の施設改修を行います。

「第四次ふくしプランくだまつ」を策定し、令和3年度からの地域福祉を計画的、総合的に推進します。

(2) 高齢者福祉・介護の充実

介護予防事業は、いきいき百歳体操の体験会を開催し、自主活動の普及拡大を図るとともに、介護予防に効果のある住民主体のサロン活動を支援するため、活動費の助成を始めます。

地域における生活支援体制を整備するため、各地区の協議体において定期的な情報共有・連携強化を図り、地域に助け合い、支え合いを広げるための基盤づくりを進めます。

介護人材を確保し、介護サービスの安定的な提供を図るため、介護事業所の経営者、管理者向けのセミナー及び求職者向けの相談会を開催します。

介護保険料について、低所得者向けの負担軽減を拡充します。

人生の終末期に、自分らしいケアや生活が確保できるよう「私と家族の安心ノート」に関する講座を開催するなど、終活支援を推進します。

「第七次くだまつ高齢者プラン」を策定し、令和3年度からの高齢者福祉・介護保険を計画的、総合的に推進します。

高齢者の長寿を祝福するため、敬老祝金を支給します。

(3) 障害者福祉の充実

障害者が安心していきいきと暮らすことができるよう、障害福祉サービス等の支援体制の充実や就労支援と雇用の促進、障害者スポーツや文化芸術活動の推進を図ります。

地域共生社会の実現に向け、障害や障害者に対する理解の促進や障害者に対する権利擁護の取組を進めるとともに、バリアフリーへの幅広い理解を促進します。

(4) 老後や低所得者の生活保障

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業及び家計相談支援事業を推進します。

3 子育て環境の充実

(1) 子育て支援の推進

「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援の充実を図ります。

家庭児童相談業務については、子ども家庭総合支援拠点として、関係部署との連携強化を図ります。

子育て支援センターを「まちかどネウボラ」と位置付け、育児不安等に対し、身近な場所できめ細かな相談支援が受けられる体制づくりを進めます。

子どもの医療費助成制度については、小学校6年生までの全ての子どもを対象に無料とし、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 保育・幼児教育の充実

増加する保育ニーズへの対応として、新規開設の民間保育園2園及び認定こども園1園を支援するとともに、待機児童対策に取り組みます。

幼児教育・保育の無償化により、子育て世代の経済的負担が軽減されますが、無償化の対象とならない3歳未満児に対しても、本市独自の同時入所第2子以降保育料無料化事業を継続し、幅広い子育て支援を実現します。

学童保育については、花岡児童の家2、3、4、5を新規開設するとともに、下松小学校及び中村小学校区の児童の家を増設し、民間活力を導入した業務委託方式により、受入枠拡大と運営の安定化を図ります。

施設型給付事業により、幼稚園運営を支援するとともに、認定こども園への移行を推進します。

第2章 生活環境

1 環境保全の推進

(1) 環境負荷の低減

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭調査を行い、継続的な環境監視に努めます。

地球温暖化対策地域協議会と連携し、水辺の教室等を通じて、環境問題や環境保全に対する意識の高揚を図ります。

(2) 環境美化の推進

大規模な廃棄物の不法投棄防止のため、定期的に環境パトロールを実施し、早期発見・早期対応に努めます。

野犬減少に向けて、^{しゅうせいしゅう}終生飼養を周知啓発するとともに、県との連携を強化し、捕獲に努めます。

(3) 墓地・斎場の整備・管理

墓地区画の適正管理のため、現地調査・台帳整理を行い、放置区画の返還を促進します。

樹木の剪定等を行い、市営墓地の環境整備を図ります。

2 環境衛生の推進

(1) ごみ処理と資源化

家庭ごみ収集運搬業務は、民間事業者に委託し、継続的かつ安定的な家庭ごみの適正処理を推進します。

英語版分別アプリを製作し、外国人のごみ出しを支援します。

出前講座、親子リサイクル教室を活用し、^{スリーアール}3 Rによるごみの減量化・資源化の意識啓発を促進します。

(2) 下水道の整備と管理

「公共下水道事業経営戦略」に基づき、普及率の向上を図るとともに、市民生活に支障のないよう適切な維持管理に努めます。

汚水処理は、高橋地区、広石地区等の面整備を行い、人口普及率は89.0パーセントとなる見込みです。

老朽化対策は、処理場・ポンプ場及び管路施設の「ストックマネジメント計画」に基づき、効率的・永続的な改築更新を進め、維持管理の強化を図ります。

(3) し尿の収集・処理

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、適正なし尿処理体制を維持します。

3 安全安心の確保

(1) 消防体制の充実

聴覚・言語機能障害者が円滑に緊急通報を行うため「^{ネットいちいきゅう}NET119緊急通報システム」を導入し、災害時等における情報伝達手段の充実に努めます。

近年多発する自然災害等に対応するため、常備・非常備消防の人員、資機材等を含めた活動体制の総点検を実施するとともに、教育訓練の充実に努め、消防力の強化に努めます。

(2) 防災対策の推進

防災の基本である自助・共助を推進するため、防災訓練、出前講座を実施するとともに、防災士派遣業務等を活用して自主防災組織の結成及び活動を支援します。

国土強靱化に関する施策を計画的に推進する「国土強靱化地域計画」を策定するとともに、国・県の上位計画改定や災害対策基本法等の改正に合わせた「地域防災計画」の改定を行います。

地震による被害を最小限に抑えるため、木造住宅の耐震診断・改修を支援し、耐震化の促進を図ります。

(3) 治水・治山対策

河川事業は、宮本川、高橋川等の準用河川及び旧普通河川の改修工事、水無川の大規模浚渫^{しゅんせつ}工事を実施します。

県事業は、切戸川、坂本川及び玉鶴川の河川改修、時宗地区、末武上地区の急傾斜地崩壊対策、奥迫地区、東豊井地区の砂防ダム建設等が実施されます。

浸水対策事業は、大谷川堰堤^{えんてい}設置工事、公共下水道事業での竹屋川4号幹線工事、竹屋川ポンプ場増設工事を実施するほか、庁内連携のもと恋ヶ浜地区、豊井地区及び末武平野の内水氾濫の早期軽減に努めます。

(4) 防犯・交通安全対策の充実

地域防犯ボランティアの加入促進や育成に努めるとともに、新たに市内事業者から防犯パトロール活動への協力を得ることにより、安全安心な地域社会づくりを推進します。

夜間の交通災害・犯罪被害を未然に防止するため、LED防犯灯の設置助成を行います。

交通安全対策は、様々な機会を活用し、交通安全教育及び啓発活動に取り組みます。

交通安全施設の整備は、カーブミラー等の計画的な建替改修を実施するとともに、通学路の危険箇所の適切な対策を行います。

(5) 消費生活の向上

市民の相談窓口として、これからも消費生活センターの機能強化に努め、消費者相談業務をさらに充実させるとともに、成人年齢引下げによる消費者被害を防止するため、若年層への啓発活動に取り組みます。

「うそ電話詐欺」の拡大・被害防止のため、関係機関と連携した啓発活動に努めます。

第3章 都市建設

1 計画的な土地利用

(1) 土地利用の誘導

「都市計画マスタープラン」に基づき、市街地の適正な開発や市街化調整区域の保全に努めるとともに、策定から10年を迎える計画の中間見直しを行い、新たな「都市計画マスタープラン」を策定します。

地籍調査は、河内（字岡ノ原）周辺地区の地籍図や地籍簿を作成するとともに、河内（字久保市）周辺地区の地元説明会、調査測量等を実施します。

(2) 市街地整備

豊井地区は、地元との合意形成を図りながら「豊井地区まちづくり整備計画」を策定し、区画整理に代わる市街地整備の事業化に向け、都市計画決定の変更・廃止手続を進めます。

昨年換地処分を行った中部土地区画整理事業は、清算金の徴収・交付を行います。

2 都市基盤の整備

(1) 道路網の整備・管理

県道は、徳山下松線の荒神大橋及び切戸大橋の架け替え、^{うそごえ}瀬越下松線、笠戸島線の拡幅が実施されます。

都市計画道路国道山手線（下松新南陽線）は、拡幅事業が進められます。

市道は、平田昭和通り排水路改良工事、中央線歩道改良工事、中心市街地の舗装改良工事及び花岡八幡通り交差点改良設計を実施します。

都市計画道路大海線は、平田昭和通りと県道下松鹿野線の区間の用地取得、建物補償を行い、道路築造工事を進めます。

橋りょう等は、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、大手線桜大橋の補修工事を実施します。

住民・学校等からの要望が多い通学路等の防草対策を強化するとともに、道路パトロールやボランティアへの材料支給などを実施し、道路の維持管理に努めます。

(2) 公共交通の確保

「地域公共交通網形成計画」に基づき、米川地区での市有償旅客運送（コミュニティバス運行）を行うとともに、笠戸島地区等における、持続可能な公共交通のあり方を調査・研究します。

利用者の利便性向上を図るため、民間事業者が行う交通系ＩＣカードの導入を支援します。

岩徳線利用促進委員会に参画し、ＪＲ岩徳線の利用促進に向けた取組を進めます。

(3) 港湾機能の整備

港湾事業は、「徳山下松港港湾計画」に基づき、「国際バルク戦略港湾」をはじめとする整備が進められます。

港湾施設は、本浦地区の防波堤新設事業が実施されます。

(4) 上水道の整備と管理

安全安心な水道水を安定して供給するため、水道施設の更新と効率化を進めるとともに適切な維持管理に努めます。

水圧・水量の改善のため、光ヶ丘地区、大河内地区、山田地区及び上広石地区等に配水管を布設するとともに、花岡配水区統合整備事業に着手します。

老朽管対策は、生野屋山手線配水管、西市沖配水管及び香力大通り配水管等の更新を行います。

耐震化対策は、御屋敷山浄水場第一配水池の耐震補強工事を実施するとともに、東幹線水路の改修事業に着手します。

3 居住環境の充実

(1) 緑地保全・都市緑化

花いっぱいのもちづくりを推進するため、市民花壇に花苗^{はななえ}の配布を行うとともに、下松スポーツ公園・米泉湖・玉鶴緑地に菜の花、ポピー、コスモス等を育成し、笠戸島にカワヅザクラを植樹します。

市道中央線の街路樹リフレッシュ事業として、街路樹の植替えを行います。

公園・緑地・街路樹の適切な維持管理に努めます。

(2) 公園の整備と管理

広域避難場所の下松公園に多目的トイレ・防災東屋・ソーラー照明灯を設置します。

公園が身近な憩いの場となるよう、本浦公園等に健康遊具を設置します。

遊具や建物等施設の健全度調査を実施し、中長期的な視点で施設のストックマネジメントを行うための「公園施設長寿命化計画」を策定します。

(3) 都市景観形成

「景観計画」に基づくまちづくりを進めるとともに、景観ガイドラインによる建築行為の届出、審査等を行います。

(4) 公営住宅の管理・更新

「市営住宅長寿命化計画」に基づき、旗岡A号棟の建設工事を行うとともに、「旗岡市営住宅建替基本計画」に基づき、旗岡B号棟の実施設計に着手します。

既存住宅の長寿命化を図るため、改修計画による維持補修工事を実施します。

(5) 空家等対策

安全安心な暮らしを守るため、「空家等対策計画」に基づき、計画的に空家対策に取り組みます。

第4章 産業経済

1 農林水産業の振興

(1) 農業の振興

担い手の確保・育成や地域農業の維持・活性化に向け、地域での話し合いを関係機関と協力し、行います。

新規就農者の施設整備や園芸農家の活動を助成することで、地場産農産物の生産量を確保し、学校給食での利用促進など地産地消を推進します。

特産物の生産や環境保全活動に取り組む活動組織へ支援を行います。

ため池は、農村地域防災減災事業を活用した大蔵^{おおぞうひがし}ため池の改修工事をはじめ、適切な維持・管理に努めます。

農業施設整備は、老朽化した農道橋の架け替えに着手するとともに、県事業として温見ダム共通水路等の長寿命化対策事業が開始されます。

有害鳥獣の被害防止対策は、防除柵の設置や鳥獣被害対策実施隊の活動を支援します。

(2) 林業の振興

市有林は、「森林経営計画」に基づき、作業路開設や間伐を実施します。

民有林は、森林施業の地域活動を支援するとともに、適切な経営や管理を図るため、新たな森林管理制度の実施に取り組みます。

猟友会員の担い手育成の助成を拡充します。

(3) 水産業の振興

水産資源確保のため、たこつぼ投入、種苗放流を実施するとともに、^{ないかい}内海地区水産環境整備事業や海洋ゴミの回収処理等、藻場の回復や漁場環境の改善に努めます。

県や漁業協同組合と連携し、新規漁業就業者の確保・育成に努めます。

栽培漁業センターは、種苗生産事業における生産数拡大や安定供給を図るとともに、新たな観光交流の拠点として、魚食普及などを推進します。

2 商工業の振興

(1) 工業・物流業の振興

産業活性化・企業誘致推進協議会の活動促進や山口県地域再生計画に基づく企業誘致活動に取り組みます。

「ものづくりのまち下松」を広く発信するとともに、さらなる産業の発展につなげることを目的に、ものづくり産業の現状と将来を考えるシンポジウムを開催します。

工場等誘致奨励制度に基づき、製造業や道路貨物運送業の工場等の設置者に対する奨励措置及び事業拡大や新規雇用に対する支援を実施します。

中小企業活性化のため、周南地域地場産業振興センターの研究開発事業を支援します。

(2) 商業・サービス業の振興

中小企業の経営基盤強化を図るため、制度融資の利用促進、保証料補給、小規模事業者経営改善資金利子補給などを実施するとともに、創業及び事業承継の支援を行い、商工業の活性化を進めます。

商工会議所中小企業相談所に助成し、市内事業者の経営改善を支援します。

(3) 雇用対策と勤労者福祉

勤労者総合福祉センターは、改修工事の設計に着手するとともに、利用促進や中小企業の勤労者諸団体へ助成し、勤労者の健康・福祉・勤労意欲の向上に努めます。

シルバー人材センターに助成し、高齢者の就業・交流機会の確保・生きがい対策の充実に努めます。

勤労者及び離職者の生活の安定を図るため、県と協調し、労働福祉金融制度の実施に取り組みます。

3 観光の振興

(1) 観光拠点の充実と観光産業の振興

「下松へ人々を引き付ける魅力あるまちづくり」を推進するため、「観光振興ビジョン」に基づき、笠戸島家族旅行村整備計画の策定、インバウンドの推進、特産品ブランドブックの作成等、観光コンテンツの充実や情報発信の強化に努めます。

笠戸島の観光環境整備として、ハイキングコースの看板設置や観光案内機能の充実を図ります。

観光・産業振興推進の「核」となる組織の構築を推進するにあたり、観光施策を行政主導型から民間主導型へシフトするため、観光協会の事務局運営にかかる経費及び事業費を下松商工会議所に助成するとともに、観光関係団体と連携し、情報発信の強化や観光PR活動の促進に努めます。

第5章 教育文化

1 学校教育の充実

(1) 小・中学校教育環境の充実

学校施設の耐震化として、下松小学校の普通教室棟、通級指導教室棟の改築に着手します。

東陽小学校及び下松中学校の昇降口天井改修、花岡小学校のブロック塀改修、花岡小学校屋内運動場のスロープ設置工事、東陽小学校屋内運動場の床改修、久保中学校屋内運動場のトイレ洋式化工事を行い、安全安心で快適な教育環境の確保に努めます。

学校屋内運動場の照明LED化を計画的に進めることとし、下松中学校屋内運動場を改修します。

米川小学校の休校に伴い、米川地区と花岡小学校間でスクールバスを運行します。

(2) 小・中学校教育の推進

次代を担う児童生徒が確かな学力や豊かな心を身につけ、健やかな体で夢や希望をもって未来を切り拓いていけるよう、コミュニティ・スクールの取組を充実させ、社会総がかりで児童生徒の学びや育ちを支援する教育環境づくりに努めます。

英語教育やプログラミング教育など、新学習指導要領に対応した教育を推進するため、ICT環境を整備するとともに、教員研修体制の充実に努めます。

特別支援教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が展開されるよう、教員補助員を配置し充実を図ります。

学校業務支援員を中学校に加えて大規模小学校3校にも配置し、新たに部活動指導員を中学校1校に配置するなど、学校における働き方改革を推進します。

国際教育は、外国語指導助手による指導、中学生や小学校教員の海外語学研修を実施するなど、グローバル化に対応した英語教育を推進します。

学校給食は、学校と給食センターで連携して安全で安心な給食の提供に努めるとともに、確実な運営を図ります。

2 社会教育の推進

(1) 青少年の健全育成

社会教育活動の拠点である公民館において、放課後子ども教室や家庭教育学級、世代間交流事業を進め、青少年を取り巻く良好な環境づくりに地域ぐるみで取り組みます。

末武公民館で開設している「地域未来塾」は、対象者を全中学校に拡大し、地域との協働により、中学生の学習習慣の確立及び基礎学力の定着を支援します。

図書館は、学校との連携による図書館教育や読書通帳の普及に努め、子どもの読書活動推進を図ります。

(2) 生涯学習施設の充実

ほしらんどくだまつは、自主学習室の終了時間を延長するなど、市民の学習や活動を支援する基盤の充実を図ります。

図書館は、蔵書の充実や郷土資料デジタルアーカイブの利用促進により、市民に親しまれる情報拠点を目指すとともに、新たに「古地図でまち歩きリーフレット」を作成し、地域の歴史と魅力を発信します。

スターピアくだまつは、老朽化した設備やワイヤレスマイクを更新し、文化・生涯学習振興の拠点として一層の充実を図ります。

「公民館施設整備計画」に基づき、花岡公民館講堂の実施設計を行うとともに、米川公民館の建て替えに向けた協議を進めます。

公民館、ほしらんどくだまつ、スターピアくだまつ等の社会教育施設の効果的な改修、長寿命化を図るため「社会教育施設長寿命化計画」を策定します。

(3) 生涯学習の推進

公民館活動への支援により各種団体の育成に努めます。

出前講座や生涯学習情報コーナーの活用を推進するとともに、学術機関との協働により、生涯学習機会の拡充を図ります。

3 文化・スポーツの振興

(1) 文化の振興と文化財保護

市民美術展覧会は、市民による文化活動の活性化のため、参加層の拡大を目指します。

文化財は、愛護意識の啓発や指定文化財の適切な保存・管理を行い、貴重な文化財の保護に努めます。

島の学び舎は、笠戸島をはじめ本市の歴史、民俗、文化財等に関する資料を保存、展示し、郷土の歴史や文化に対する意識啓発を図ります。

(2) スポーツの推進

「スポーツ推進計画」に基づき、わがまちスポーツを中心とした競技スポーツやレクリエーションスポーツ等を推進するとともに、運動を通じた体力向上や健康づくりに取り組み、交流人口の拡大などによる地域の活性化を図ります。

「東京^{にーゼロにーゼロ}2020オリンピック」の感動を多くの市民と共有するため、ベトナム女子バドミントン選手のキャンプ受入れや「聖火リレー」を実施するとともに、トップアスリートとの交流事業等を推進します。

スポーツ公園体育館や市民体育館の改修工事により長寿命化を進め、利用促進を図ります。

(3) 多様な交流の展開

「笑顔の写真コンテスト」や「童謡フェスタ」などを開催し、笑顔があふれる心豊かな人づくり事業の推進に努めます。

「くだまつ親子の日フェスタ」を開催し、様々な分野や世代を対象とした企画事業を展開します。

第6章 地域経営

1 協働社会の形成

(1) 情報ネットワークの充実

クラウド方式による情報システムの共同利用化により、運用経費の削減を図ります。

住民票等の証明書コンビニ交付による住民サービスの向上やマイナンバーカードの交付率の向上に努めます。

「くだまる公式ツイッター」やフェイスブック「下松市長のくだまつ日記」等、SNSの有効活用により、まちの魅力や市政情報の発信を強化します。

(2) 市民参加と協働の推進

市民憲章は、まちづくりのための行動目標を掲げており、市民憲章推進協議会を中心に幅広い世代へ働きかけ、市民周知を図ります。

(3) コミュニティの形成

自治会活動や地区集会所建設等への助成を行い、地域に根差した活動を支援します。

東陽コミュニティーセンターのトイレ洋式化を行います。

2 人権尊重の推進

(1) 人権の尊重

一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向け、関係諸団体と連携を図り、人権啓発、人権教育及び人権相談を行います。

(2) 男女共同参画の推進

「第5次男女共同参画プラン」及び「女性活躍推進計画」に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力を發揮できる社会の実現を目指します。

配偶者等からの暴力の防止、被害者の支援に努めます。

関係団体等で構成する協議会を設置し、女性活躍支援に取り組みます。

3 健全な行財政運営

(1) 地域経営としての行政運営

限りある財源を最大限有効活用し、多様化する行政サービスに対応するため、「第5次行財政改革推進計画」の取組を推進します。

職員研修の充実や組織体制の見直しを行い、人材と組織を強化します。

これまでの総合計画を検証・評価し、新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、10年後のまちづくりを見据えた「総合計画」を策定します。

「公共施設等総合管理計画」に基づき、「質・量・コスト・まちづくり」の視点から最適化、複合化等を含め、公共施設のあり方を見直すとともに、民間活力を活用した笠戸島ハイツの再生を目指します。

ホストタウン事業を推進し、オリンピック候補選手やベトナム人留学生と市民との交流を深めます。

公式マスコットキャラクター「くだまる」を活用した効果的なシティプロモーションを展開し、本市の知名度向上や活性化に努めます。

移住就業希望者に対して支援金を給付し、U J I ターンを促進します。

地域の高等教育機関との連携により、地域の課題解決に向けた取組を通して、地方創生の推進を図ります。

地域活性化や学びの場の創出を目的とした学校法人に対して大学等開設補助金を交付します。

(2) 健全な財政運営

「財政構造の見直し指針」に基づき、収支均衡の予算編成に向けた構造的な財源不足の解消など、自主・自立の行財政運営基盤を確立し、健全かつ安定した財政運営に努めます。

ふるさと納税制度の充実や市有財産の利活用など、多様な自主財源の確保に努めるとともに、市税や使用料等の納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、適正かつ公平な執行に努めます。

以上、令和2年度の諸議案を提出するに当たり、施策の概要を述べさせていただきましたが、市議会議員各位をはじめ、市民の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和2年2月13日

下松市長 國 井 益 雄